

官民競争入札等監理委員会
第195回議事録

総務省官民競争入札等監理委員会事務局

第195回官民競争入札等監理委員会議事次第

日 時：平成29年6月21日（水） 9：59～11：24

場 所：永田町合同庁舎 1階 第1共用会議室

1. 開 会
2. 評価（案）について
 - 税関研修所及び関税中央分析所の管理・運営業務
 - 地図と測量の科学館の管理運営業務
 - 放射性廃棄物海外総合情報調査
 - 放射性廃棄物重要基礎技術研究調査
3. 第57回施設・研修等分科会 審議結果報告について
4. 「公共サービス改革基本方針（案）」について
5. 事業者ヒアリングについて【非公開】
6. その他【非公開】
7. 閉 会

○稲生委員長 定刻となりましたので、第195回官民競争入札等監理委員会を始めさせていただきます。

本日は、議事次第のとおり、2の評価案から6のその他までご議論いただきます。このうち議題5と6でございますけれども、事業者ヒアリングとその他につきましては、本委員会運営規則第5条の規定に基づきまして会議を非公開とし、後日、議事要旨を公開することといたします。

それでは、議事次第2の評価（案）について4件のご審議をいただきたいと思います。評価（案）につきましては、事業主体からの実施状況報告に基づきまして、総務省が評価案を作成し、入札監理小委員会で審議を行わせていただきました。質疑は4件の説明後、あわせて行うことといたしたいと思います。

それでは、税関研修所及び関税中央分析所の管理・運營業務、地図と測量の科学館の管理運營業務、放射性廃棄物海外総合情報調査、放射性廃棄物重要基礎技術研究調査に基づきまして、事務局より説明をお願いいたします。

○池田参事官 それでは、私のほうから、まず冒頭2件についてご説明をさせていただきます。1件目は、財務省税関研修所及び関税中央分析所の管理・運營業務でございます、財務省の案件となります。基本的に資料1でご説明いたしますけれども、委員限りの資料として業務の概要及び契約状況の推移に関する資料をご準備しておるところでございます。

1ページ、事業の概要でございます。本事業は、千葉県にあります、申しあげました2つの施設の点検等保守業務、植栽及び緑地等管理業務、清掃等業務を委託するもので、実施期間につきましては平成27年4月1日より平成30年3月31日までの3年間、契約金額につきましては2億4,970万円、したがって単年度当たりですと8,323万3,333円ということになります。

入札の状況でございますけれども、1ページ下でございますが、5者が説明会に参加しておりましたけれども、2者が要員の確保等の事情から入札を辞退いたし、残りました3者のうち2者につきましては、入札直前に他省庁より指名停止処分を受けたため辞退した結果、1者の応札となったものでございます。

おめくりいただきまして、2ページ、評価でございます。概要に書いておりますように、終了プロセスへの移行が適切と考えておるところでございます。具体的に申し上げます。確保されるべきサービスの質につきましては、2ページから3ページでございます。衛生環境の確保等全ての項目について、アンケートの実施回数等から見まして、適切な確保がなされているところでございます。

またおめくりいただきまして、民間事業者からの改善提案については4ページでございます。設備巡回に加えまして施設巡回を行うなど有意義な提案がなされ、実行されているところでございます。

実施経費につきましては、4ページ下でございます。市場化テスト前と比較いたしまして0.9%の削減が行われており、この点に関しまして民間事業者から、使用電力の平準化等

の効果的な提案がなされ、実行されたところでございます。

6 ページでございます。評価のまとめとなります。以上のように公共サービスの質の確保、経費の削減の双方が達成されたと考えておるところでございます。その下にございます今後の方針でございますが、本事業全体を通じての実施業者に関しましては、法令違反等はなく、財務省における評価委員会のチェックも受けておるところでございます。応札状況については、今期については1者応札でございましたけれども、入札直前に2者が指名停止にならなければ3者応札であったこと、また、こちらは第2期でございますが、第1期の市場化テストの際には3者応札であったことを踏まえまして、総合的に判断すると競争性が確保されていると評価しております。

以上のことから、本事業については市場化テスト終了プロセス及び新プロセスに関する指針の基準を満たしており、今期をもって市場化テストを終了することが適当であると考えておるところでございます。

小委員会の審議の関係について申し上げます。小委員会におきましては、財務省と私どもの説明に引き続きご審議をいただきました。

その中で入札直前の2者に対する入札指名停止処分がなければ、第1期に引き続き3者入札であったという点に関しまして、1つ、入札停止になった理由、2つ、1年後、まさに次の入札でございますけれども、当該業者は入札に参加できるのかというご質問がございました。

これに対して財務省からは、まず、他省庁の案件でトラブルを起こし指名停止、また、従事者が不祥事を起こし指名停止を受けたものがそれぞれ1件であり、2つ目、いずれについても既に指名停止処分が解除となっており、今後の入札に参加できる旨、確認をいただいたところでございます。

続きまして、2点目、地図と測量の科学館の管理運営業務でございます。これは国土地理院の案件となります。恐縮でございます、資料2でございます。基本的に、この資料2でご説明いたしますが、1件目と同様に、業務の概要及び契約状況の推移に関する資料をご準備しておるところでございます。

事業の概要でございます。これは、国土地理院が管理しております、つくばにございます地図と測量の科学館におきまして、見学者の説明業務、受付業務、展示物等施設の監視・秩序維持業務を行っているものでございます。

実施期間は、平成28年4月1日より平成30年3月31日までの2年間でございまして、契約金額は1,400万円、したがって単年度ですと700万円ということになります。

入札の状況につきましては、説明書は2者受け取っておりますが、入札は1者でございました。

選定の経緯について申し上げます。こちらは、平成23年度でございますけれども、国土地理院から自主選定の候補とされたものでございますが、その理由は、公益法人が落札している事業であることでございます。

評価につきましては、1ページ下に私どものほうで書かせていただきましたけれども、終了プロセスに移行することが適当であると考えております。具体的に申し上げます。

まず、公共サービスの実施内容に関する評価でございますけれども、来館者の安全・秩序維持の確保、満足度、クレーム対応、それぞれ全ての項目につきまして質の確保がなされているところでございます。

民間事業者からの提案でございますけれども、これについては、例えば館内の監視について、基本的に2人で受付を行うのですけれども、必要なとき、見学者が多いときには3名で行うですとか、これ、屋外の展示等もございますので、雨が降ったり風が吹いたりしたときには案内ルートについても柔軟に対応するですとか、そういった有意義な提案がなされ、実行されたということでございます。

実施経費につきましては、ごらんとおり、25万円、0.3%の削減がなされておるところでございます。

(4)の選定の際の課題に対応する改善でございますけれども、先に申し上げましたように、公益法人が落札している事業として選定されましたけれども、市場化テスト第1期目の際から複数の応札があり、別の受託事業者となったということございまして、目的は達成されているところでございます。

評価のまとめということになります。申し上げましたように、確保されるべき達成目標の質については達成されております。民間事業者からの改善提案につきましても、申し上げましたように有意義な提案がなされたところでございます。費用についても0.3%の削減とされております。

次のページ、4ページでございます。今後の方針でございます。本件につきましては、前回の事業評価の際に国土地理院施設管理業務との包括化について検討することとされました。これにつきましては、検討されたのですけれども、事業の類似性がないこと、契約金額が1,400万円、単年度700万円という少額で、包括化によって応札することの負荷が大きくなることを理由に包括化しないこととされたものでございます。

今後の方針といたしましては、本事業を通じての実施要件に関して法令違反等はなく、国土地理院における評価委員会のチェックも受けております。応札状況については、今期については1者応札でしたが、市場化テスト前、また第1期の市場化テストの際に2者応札であり、国土地理院としては今後とも過去の説明会に参加した事業者など、応札の可能性のある事業者への声かけを行うこととしております。

また、第1期の事業評価において、市場化テスト終了の基準を満たした上で、新プロセスに移行した経緯がございますので、総合的に判断すると競争性が確保されていると評価しているところでございます。

以上のことから、本事業につきましては、市場化テスト終了プロセス及び新プロセスに関する指針の基準を満たしており、今期をもって市場化テストを終了することが適当であると考えておるところでございます。

小委員会でのご議論について申し上げます。小委員会におきましては、国土地理院と私どもの説明に続きましてご審議をいただきましたが、その中では本事業につきましては、年間約700万円の費用から各種経費を除いた金額で2人を雇用するものであることを、国土地理院に対して先生方から確認された上で、これ以上の費用低減ということについて、可能性の有無等についてご意見が行われたところでございます。

私からは以上でございます。

○清水谷企画官 では、続きまして資料3をごらんいただきたいと思います。

次の件もこの件もそうなのですが、どちらも資源エネルギー庁が実施する放射性廃棄物に関する調査に関する事業であります。

まず、資料3ですけれども、これは放射性廃棄物海外総合情報調査というものであります。具体的にどういうものかと言いますと、その資料3の次の横長のポンチ絵、参考資料、委員限りというのがあると思いますが、そちらをちょっとごらんいただきたいと思いますけれども、その右側に事業のイメージというところが書いてあります。北欧を中心に諸外国では放射性廃棄物の最終処分に際して、いろいろ段階は違いますけれども、さまざまな段階がありまして、北欧ではかなりそういうのが進んでいるということもありまして、こういうところの最新情報を入手して分析するという仕事であります。

恐縮ですが、また資料3の1ページに戻っていただきますと、選定の経緯といたしましては、平成25年度まで同一業者による1者継続受注となっていたということで、選ばれたということで、平成27年度から市場化テストによる民間競争入札の実施を行っております。

小委員会の結論としては、市場化テストを継続するということが適当であるということが得られております。

また、前後行き来して恐縮ではありますが、横長の紙のその次にもう1枚、契約状況等の推移という横長の紙があります。これはずっと上の段の真ん中ぐらいにあります、公益財団法人原子力環境整備促進・資金管理センターというところがずっと受注していたものであります。それが平成26年には1回大林組が入って、前回、平成27年から今年度まで実施しております期間の入札におきましても大林組が入札をしましたが、予定価格を超えていたということでありまして、小委員会の議論では、これでは競争性が働いていないということでありますので、継続という話であります。

ちなみに、その入札に不参加の業者もあったわけですが、実施状況が整えられないとか人材確保が難しいという意見もあったという話であります。

済みません。また資料3に戻っていただきますが、資料3の1ページめくっていただきまして、3ページの下のところから評価のまとめというところがありますけれども、この事業に関しましては、評価のまとめの下にあります、経費の削減が認められる、あるいは、その下のパラにありますけれども、事業目的等は達しているということで質のほうは問題ないということでもありますけれども、下のほうのパラにありますけれども、2者応札でありながら予定価格内は1者だということでもあります。この点で競争性が働いていると

は言いがたいという結論であります。

1枚めくっていただきまして、4ページということであります。(6)の今後の方針というところでもありますけれども、競争性の確保に関して課題が認められ、良好な実施結果を得られたと評価することは困難であるということで、引き続き市場化テストを実施するというのが、小委員会の結論でありました。

引き続き、資料4をごらんください。これも放射性廃棄物、今度は重要基礎技術研究調査というものであります。

事業の概要に関しまして、そのこの、そのすぐ下にありますけれども、その放射性廃棄物の処分に関しまして先進的な基礎研究と。これは実は研究自体は大学の研究者が行うので、受託業者が行うわけではありませんけれども、それに当たり委員の選定、それから研究実施者の公募、選考委員会の実施、検討委員会の設置及び実施、とりまとめ、事業報告書の提出、経費の支払い、こういうことを業務とするものであります。

年間大体5千万円から6千万円程度の事業ということであります。

その1ページの一番下の箱のところをごらんいただきますが、これも先ほどと同じ公益法人がずっと1者で入札をしていたということで、競争性に課題があるということで、平成25年度の基本方針において選定されたという経緯がございます。

その後ろのほうについている2枚、ポンチ絵とそれから先ほどと同じような契約状況等の推移というところがありますが、一番最後の契約状況等の推移というところをごらんいただきたいと思っておりますけれども、これは平成23年からの結果が載っておりますけれども、契約状況等、上のブルーのところの真ん中ぐらいに事業実施者ということが書いてありますが、公益財団法人原子力環境整備促進・資金管理センターというところであります。

今回の入札も、説明会には2者来ましたが、実際に入札したのはこの公益財団法人のみということでありました。

こういうことを踏まえまして資料4の5ページに、評価のまとめと今後の方針ということで書かれておりますけれども、評価のまとめのところでは、ある程度、一定の質が確保されていたり、ということが認められるわけですが、今後の方針の一番初めのところに書いてありますけれども、競争性の確保という点において課題が認められ、良好な実施結果を得られたと評価するのは困難であるという結論であります。

これは放射性廃棄物ということで、事業に特殊性はあるとは言え、その下のパラに書いてありますけれども、研究の補助というのがメインであるということでありまして、原子力に必ずしも特化した法人でなくても実施可能ではないかということで、さらなる実施要項の改善により新たな市場参入者の獲得を目指すべきであるということが、小委員会の結論でありました。

以上であります。

○稲生委員長 ありがとうございます。ただいまご説明いただきました内容について、ご意見・ご質問がございましたらご発言をお願いしたいと思いますけれども、委員の皆様、

いかがでしょうか。

お願いします。

○清原委員 ご説明ありがとうございます。3件目と4件目の事業を行っている公益財団法人、原子力環境整備促進・資金管理センターについてなのですが、この2つの大変重要な仕事を受注しているということですが、この財団法人のその他の主たる事業というのは、何を行っていらっしゃるのか、すなわちこの重要なお仕事以外の、柱となるような事業は何なのかということを確認させていただければと思います。

○稲生委員長 事務局からご回答をお願いします。

○事務局 この事業者の主たる事業は、将来、放射性廃棄物を処理するために事業者等。

○清原委員 ごめんなさい。質問の趣旨の伝え方が間違っておりました。この公益財団法人がされている主たる仕事であって、受注を受けている二つの事業以外の、公益財団法人としての主たる業務についてです。

○事務局 この公益財団法人のメインの仕事ということで。

○清原委員 そうということです。つまり、これが主たる仕事になっていないかどうかだけを確認したいと思います。

○事務局 この公益財団法人のメインの仕事は、将来、放射性廃棄物に大量のお金がかかりますので、事業者等からお金を集めて基金を設置しております。基金残高1兆円程度あるのですが、その管理がメインの仕事になっています。それ以外にこういう研究業務がありまして、それが二、三十億円ほどの業務があるのですが、その研究業務の一部が今回議論になっている業務になっております。

○清原委員 ご説明ありがとうございます。したがって、この財団の主たる事業を行っていくに当たって、資源エネルギー庁からこの仕事を得るということは、要するに、受注していらっしゃる仕事なのだけでも、国に役立つ仕事であるとともに、この財団がその使命を果たす上で必要な研究調査事業でもあるように見受けられました。したがって、この財団は最大限のご努力をされて、このお仕事を受注するに当たって競争性を身につけると言うか、そういうことをされているのではないかなと思いますし、研究者のネットワークも把握していらっしゃるのではないかなと推測されます。

したがって、特に3点目はともかくとして、4点目につきましては、必ずしも放射性廃棄物について等、あるいはそういう専門性ではなくて、研究者の委員会のアレンジメントであると言えれば潜在的には参加していただけたところがあるはずですので、この検討のプロセスでご提案をしていただきましたように、是非、取り分けこの4件目の案件については、さらなる潜在的な可能性のある事業者へ情報が行き届いて、競争性が担保されるように、資源エネルギー庁にご努力をいただくことが望ましいと私も思います。よろしくお願いします。

○稲生委員長 ありがとうございます。このほか、ご意見いかがでしょうか。今の件に関しましてでも結構です。

お願いします。

○石堂委員 3件目ですか、2者応札になったというのが資料3の契約状況の表にあります、1者は残念ながら予定価格超過だったという表示になっているのですが、これはどのくらい超過してしまったかというのは数字は把握されていますか。

○清水谷企画官 こちらで一応把握しております。

○石堂委員 やはり、相当、上に乖離しているのですか。

○清水谷企画官 少なくとも1割以上は。

○石堂委員 1割以上。

○清水谷企画官 はい、乖離しています。

○稲生委員長 ほかにいかがでございますでしょうか。おねがいします。

○稲葉委員 幾つか、少し細かいことを申し上げたいと思うのですが、最初の、1番目の案件、財務省の税関云々ですけれども、経費削減が大きければいいというものでもないと思うのですが、今回これをこういう形でやったのが、削減率が0.9%、ほとんど変わらないということですね。この仕事、多分これ、以前は入札しなくても、きっと、ほかの業者さんに頼んでいたのですかね。税関が自分でやるわけではないので。税関職員がやっているわけではないので。

○池田参事官 よろしいですか。以前は、平成21年度は一般競争入札でございました。

○稲葉委員 そもそも、ほとんど効果が、あまり上がっていないわけですよ。それで、要するに問題は、こういう方法、つまり入札をすることによって削減を図っていくというのか、いや、そういうことではないのでやめるとということだったらいいのだけれども、一応、これでは目的を達成しているように見えるので、やめると。何か論理がちょっと違うのではないかと。つまり、入札方式みたいなことを適用して、効率的なこの事業をやっていくという方法論は当てはめないほうがいいのかという結論ではないかと、僕は思いました。

それから、細かいのですけれども、2件目は、これ、削減と書いてあるのは0.3%でしたっけ。でも、これは計算すると、多分3%の間違いでしょうね。ちょっとこういう大事な数字は間違えないほうがいいのかと思います。だから、これはこれで結論はこれでいいと思いますが。

3番目の放射性の話は、すごく不可解ですね。先ほど来、ご議論があったように、この受託者のメインの仕事は、これ、名前に書いてあるとおり、この原子力の環境整備促進のための、事実上、資金管理センターですよ。要するに事務をやる場所ですよ。そこで研究調査、情報調査を委託しようとしているわけですから、簡単なことだからいいのだとか、そういう説明があるのだけれども、しかし、そもそもこういうところで委託しなければいけないのか。そのぐらいのことは、どこでしたっけ、このお役所は。自分でできないかというような話ですね。

だから、比較すべきは、もしその組織のご担当の方々が、自分たちはお給料もらいなが

らやるわけですがけれども、それとこういう業者に依頼すると、どちらがいいかという比較をしないと、本当はおかしいんです。全く民間にやらせたほうが適当なので、その中で競争性を使ってさらに効率的なやり方を見つけるというのと、若干乖離している。本来、その所掌のところでおやりになるべきことを、無理やり外出ししているという感じがする。易しいから任せてやってくださいというのが、まずおかしいと思う。

○稲生委員長 なかなか本質的な問題のご指摘でもあろうかと思います。それでまず、易しいというか、まず係数面ですがけれども、2件目についての削減率、これはいかがでございますか。0.3%か3%か。

○池田参事官 はい、大変申し訳ございません。先生のおっしゃるとおり、私どもの計算の間違いでございまして、これは桁が1つ違っております。3%の削減がなされております。25/700でございますので。

○稲生委員長 では、その件は修正をお願いをしたいと思います。

それから、1件目の財務省の税関の話でございますけれども、要は、終了プロセスに至るロジックが果たしてこれでいいのかどうかということでございますが、いかがでしょうか。事務局のほうから、どう考えておられるか、もう1度ご説明をいただけますでしょうか。

○池田参事官 はい、お答えさせていただきます。まず、1つは、0.9%ということでございますが、少し細かいご説明をさせていただきますと、資料1の5ページをお願いいたします。今回、市場化テストを行いましたことによって、努力がなされた点というのがございまして、5ページの真ん中ぐらいに※2と※3というところがございます。

これを見ていただきますと、植栽及び緑地等管理業務と、庁舎等清掃業務について、かなりの削減がなされているところですが、これについて、植栽について言いますと※2でございましてけれども、落札業者のほうでももちろん経営努力もしたのですが、毎年木を切っていたものについて、全てについて毎年切らなくても2年や3年に1度切れればよいものがあるという形で合理化をしております。その結果、削減ができたということでございます。

また、3つ目のお掃除の関係でございましてけれども、これは研修機関でございまして、研修生が授業を受けていらっしゃる時と研修生がいらっしゃらない時について、清掃の必要性について差があるということで、これも研修生がいらっしゃらない時には減らすというような対応をしたということでございます。

一方、この期間でございましてけれども、人件費の単価の高まりというものがございました。人件費の高まりがある中でこういった工夫をすることによってトータルとして、確かに0.9%が大きいのか小さいのかというのはあるのですが、市場化テストをすることによってこういった工夫がなされたということはあるのかなと思っておるところでございます。

○稲生委員長 いかがでしょうか。なかなか、ぴかぴかの案件というわけではないのは重々承知している次第でございまして、こういった創意工夫等が発揮されたという点に関しては評価に値するだろう、ということだろうと思います。

済みません。お願いします。

○古笛委員 1件目と2件目、小委Aのほうで担当させていただいて、やはり一見すると経費削減率が小さいのではないかとこのところは問題となりました。実は施設管理を担当しているAではこれだけではなくて、経費削減率が形としては1%未満とかいうものも少なからずあるのですけれども、どの事業でもそうなのですから、今、人件費の高騰とか人手不足というところをかなり指摘されまして、ですから数年前との比較においてはなかなかその点について厳しいものがあると。

それから、特に資料2のところでお話しさせていただいたものにつきましては、実際、単年度当たり700万円の事業なのですから、そこで2人の人員をフルタイムで確保していると。経費を除いて、あと2人の事業費も考えると、やはりもうこれがぎりぎりではないかと。これ以上の削減率というのはむしろ、かえって違う問題が生じるのではないかという指摘なども、他の委員の先生からもご指摘があったところがございます。

○稲生委員長 ありがとうございます。

○井熊委員長代理 いいですか。

○稲生委員長 お願いします。

○井熊委員長代理 競争性が確保されているかどうかということの定義というのは、やはり確認したほうがいいかなと思ひまして、この数字だけを見ると、1件目、2件目よりも、この3件目のほうが競争性が確保されていると言えるのですよね。3件目よりも1件目、2件目のほうが、もしこの委員会で競争性が確保されていると言うのであれば、その根拠となるのは1回目の公サ法のとときに、複数者が予定価格内で応札できているということと、3件目のこの競争者が本気でやっているのかという部分だと思ひますけれども、そこら辺の、3件目が競争性がないと言って、1件目、2件目があるということの根拠というのは、やはり示しておかなくては行けないと。

特に、1件目は業者が変わっているように見えますけれども、アズビルって山武が社名変更した会社ですから基本的にはずっと同じ会社がやっているのですよね。ですから、その、この委員会としての競争性確保の、何をもって競争性が確保できたのかということ首尾一貫しておいたほうがいいと思ひているんですね。

○稲生委員長 ありがとうございます。このほか、いかがでしょうか。

○清原委員 よろしいでしょうか。

○稲生委員長 お願いします。

○清原委員 今、池田参事官からご説明いただきました資料1の5ページの米印の件なのですから、三鷹市でももう数年前に「公共施設総点検運動」ということで、このような植栽でありますとか、あるいは清掃の頻度等、モデルの公共施設を調査し、管理の問題点を整理いたしまして、その後、他の公共施設についても一貫してこうした管理業務の削減を図っているところでは。

したがって、今回たまたま例示として示されました、この税関研修所等の清掃ある

いは植栽等の実践、これは、私は、他の公共施設の維持管理についての案件が多いものですから、そうした事例について共有できるものではないかと思います。自治体では三鷹市の例のように、このことはやらせていただいておりますし、古笛委員さんがおっしゃいましたように、今本当に人件費等の問題が深刻になっているのが現状でもあります。

したがって、何らかの形で今後の積算の考え方等で、こういうことは当然のことながら共通事項として反映をしていただくことがよろしいのではないかと感じましたので、発言させていただきました。よろしくをお願いします。

○稲生委員長 事務局から今の件でございますか。

○池田参事官 ありがとうございます。ぜひ、そのようにさせていただきたいと思います。

○稲生委員長 はい。それで、ちょっと稲葉委員の3点目はちょっと後回しにさせていただきまして、先ほどの井熊委員長代理のほうからご指摘いただいた事項も踏まえて、一応、監理委員会としましては1件目から4件目までの評価案、どういう扱いにするのか、つまり、継続とするのか、あるいは終了プロセスで行くのかということ、ちょっと考えないといけない部分があるわけです。

それで、1件目と2件目に関しては、確かに3件目に比べると数字上の話においてはやはり見劣りする部分があって、競争性が働いていないのではないかというふうに客観的に見えてしまうところがあります。

実は私も古笛主査の小委員会に同じように出ておまして、特にその我々が担当している管理に関する案件に関しては、単純に言えば結構人件費の固まりのような案件が非常に多いんですね。ですから、かなり持ち込まれる主体の側、つまり省庁の側も、いろいろ苦勞なされておるといわけです。つまり、なかなか思うように経費節減というような形のもので数字になってあらわれないと。ですから、仮に横ばい、あるいは多少増えるぐらいであっても、昨今の人件費の上昇から鑑みれば、むしろ頑張っているのだと。したがって、競争性はそれなりに図られているのではないのかという、我々は苦しい判断をして、この終了プロセスとして今回上程しているというのも実はあるわけです。

そこをどこまでこの評価案に書き込めるかというのは実は技術的に難しく、そういう意味では今回事務局案につきましては、このサービスの向上の観点とか、こういったことを総合的に書かせていただいて、終了プロセスでいいのではないかという、ある種、数字で計れないような定性的な書き方に止まっているところがあると思うんですね。

ですから、小委員会としましては終了でいいのかなということ、上げてはいるものの、やはり今後、事務局を中心に、ではこういう場合どういうふうに客観的な指標みたいなものを開発していくのかということ、引き続き検討していかなくてはいけないと考えていきたいと思うのですが、皆様いかがでしょうか。こういう形でよろしいでしょうか。

つまり、1件目と2件目に関しては終了プロセスという形にすると。しかしながら、競争性の確保については、やはりもう少し基準の検討を今後継続していくという形で考えていきたいと思うのですが、いかがでしょうか。ご異論ございますでしょうか。

お願いいたします。

○尾花委員 3件目と4件目との差なのですが、3件目と4件目を競争性の確保という点で特に重視したのは、この事業開始以来この公益財団法人がずっと受注していて、しかもこれは1期目なのに、これで終わりとするということについては、まだやるべき方策をとっていないのではないかという観点は非常に大きかったとっております。

なぜならば、非常に長い期間にわたり受注している場合には、仕様書自体の書き込み自体が、実施府省さんよりもやっつけやっつけの受託事業者さんのほうが阿吽でわかっているの、なかなか第三者にわかるように書き込めていないのではないかという、抽象的な懸念があって、皆様ちょっと考えたという点もございます。

あと、それから委員会で気にしているところは、応札があった時にもう1本の応札者が多分公開の場で幾らで応札したということが言えないのだとは思いますが、相当金額に乖離があって、これで2者で応札があったと言えるのかということも気にしていた次第です。

ですので、細かくは書けていませんが、3件目、4件目は、応札者が2者だということだけをもってして言えないのではないかという結論に至ったように記憶しております。

浅羽委員、何かございますか。一緒に浅羽委員も見ていたので。

○稲生委員長 浅羽委員、よろしいですか。

○浅羽委員 基本的には、今、尾花委員がおっしゃったとおりで、私どもも金額のところはさりながらというところで、競争性についてということでありました。

特に3件目のほうは、先方ももう1期やらせてほしいと言っている案件でもございましたので、そういうことであれば、もう1期やることでより中身を、よりよい競争性、真の意味での競争性を発揮できるようにできるのではないかという側面を注視したということではございました。

それ以外に関しましては、主査である尾花委員のとおりでございます。

○稲生委員長 詳細な補足説明、どうもありがとうございました。

お願いします。

○井熊委員長代理 私も委員長の方針でいいと思うのですが、これ両方とも公サ法の第1期目より2期目のほうが、私が言っているところの競争性では何者応札したかという部分ですけれども、そこが競争を進める意味で、2つとも、競争が劣化しているわけですね。

ですから、やはり、終了にするのであれば、これこれこういうような努力をして競争性を第1期のように回復するというようなことを、どこかに書き込んでいただきたいと思えます。

○稲生委員長 ありがとうございます。それでは、この場ではもちろん、相手と呼ぶことが今できておりませんので、事務局さんのほうでちょっとまた文面ですね、文章を追加するなりして、終了させるのであれば手が離れてしまいますので、書きぶりだけ済みません

けれども調整いただいて、また事後的に調整させていただいて私のほうに見せていただくということによろしいでしょうか。

○稲葉委員 済みません。論理が混乱しているのではないのでしょうか。要するに、競争性、入札に関してさらに努力をすることでいい結果が出てくると。入札制に関してそういうふうに問題がまだあるのだ、あるいはないのだ、ということだったらそういうふうには書けばいいけれども。それが一体どちらなのかというのが、今ちょっとよくわからない状況ではないのでしょうか。まだ努力の余地があるという言い方をしている方もいるし。いや、まあ、こんなもので結構成果は出ているのだという。

一方、全体的な効率化ということから言うと、ここは競争性の委員会だから競争性だけを議論していればいいのかもかもしれないけれども、それはちょっと役人的で、そういうのではなくて、この問題というのが実はもっと違うアプローチをしたほうがいいのかということかもしれない。そうだとすると、同じ終了とするとということ、結論はそれでいいのだけれども、そのロジックについてもものすごくきちんと書き込まないとまずいと思うのです。

私は、ここの入札をぎりぎり今後とも努力をしても、限界的に得るものが少ないのではないかと。おっしゃるとおり、人件費が相当大きいのではないかと。そういうものだとすると、もっと違う知恵出しをすることで効率化をします。それで、それはこの競争性の委員会の領域を、矩を越えているのだけれども、前もこういう議論をしたのですけれども、こういうところの文章にそういう種類のことをアドバイスの書き込むことぐらいは許されるのではないかと思うわけです。

あまり自分を固く縛りつけて、ここは競争性だから入札のことだけしかコメントしないということになると、一生懸命こうやって議論している、重要なエッセンスがすっ飛んでしまうと思いますので、書きぶりが問題だと思います。

○稲生委員長 ありがとうございます。いずれにしても、その書きぶりということで、今、追加してご指摘いただきましたので、ご異論なければ私と事務局とで調整をして最終的な評価の文書としたいと思いますけれども、よろしゅうございますでしょうか。

皆さんの貴重なご意見を踏まえて、事務局とまた調整させていただきますので、よろしくお願いをいたします。

それで、3件目に関してなのですが、依然として稲葉委員のご指摘が残っております。ちょっと私の記憶違いもあるかもしれませんが、もし間違っていればまた委員のほうからご指摘いただきたいのですが、要は、3件目のような場合については、本来業務に近いところだと。それを競争にかけるとするのは本来の趣旨とはちょっと違うのではないかと、つまり、ロジスティクスの部分であるとか、あるいは補助業務ということであれば、これは民間事業者を巻き込んで競争によって価格と質を高めていくことができるわけなのだけれども、馴染まないのではないかと。おそらくこういうようなご指摘だと思います。

実は時々こういう案件がありまして、これはそもそも我々の議論の対象にするべきものではないのではないかとこの指摘をいただくところなのです。ここのところは難しく、

事務局からもコメントをいただきたいのですが、要はこれは閣議決定をされて我々のところに来ているという関係もありまして、本来来るべきではなかった、あるいは送られてくるべきではなかったということについては、なかなか議論しづらいところも実はあるわけでございます。この点、事務局、どう考えたらよろしいのでしょうか。

本来的にはこの財団法人が自分の業務として行うべきではなかったか、あるいはもうちょっと切り出しを分けて、本当に補助的なところだけを我々のところに持ってくるべきではなかったかというご指摘だと思うのですが、どう考えたらよろしいのでしょうか。

○清水谷企画官 非常に難しい問題でありまして、もう過去で決まった問題でもありますけれども、申し上げられるのは、現実として、過去こういう公益財団法人であろうと、あるいは株式会社で当初からこの10年間同じ株式会社でずっと応札しているというケースもあります。そういうことを当時は区別せずに、1者で継続受注ということで議論の対象に上げたという経緯があります。議論してきたということで、まだ続いておるわけですが、今後どうするかということに関してはちょっとまた別の議論があり得るのではないかと思いますけれども。

○稲生委員長 この場合には、ちょっと私、法の規定を全部理解できているわけではないのですが、もう一度この事業としてここに出してくるかどうかを再検討いただくというような依頼の仕方というのはあるのでしょうか。法の趣旨として、あるいは法の規定に。やはり閣議決定された以上は、それをもとにして我々は粛々と議論するということになるだけなのか。

例の財務省の会計の関係の審議会の話もありましたですよ。あれで一部の委員さんから、本来これは市場化テストをやるべきことではなくて、本来業務なのだからという話もあったわけですよ。そのときには、法の規定によって再検討してくださいというようなことを、委員の方で、おっしゃっていた方もいるんですね。

ですから場合によっては、この事業自体をもう一度、この場で検討するのが妥当かというのを含めて再検討いただきたいという返し方もできるわけかなと理解しているのですが、これは正しいのでしょうか。やはり難しいのかどうかですね。

○清水谷企画官 それはちょっと、統一的な理解が必要だと思いますので、ちょっと確認する必要がありますけれども、私の個人的に理解しておるのは、今そういう手続は現在は具体的には想定されていないというふうに理解をしております。

○稲生委員長 わかりました。そうすると、一応これは我々、監理委員会のところに来ている以上は処理の対象にはなっているわけですが、そうは言いながらも、継続という結論であるとすれば、今言ったような今後の事業の仕方も、進め方も含めて、この財団法人あるいは関係省庁に再検討いただくという宿題は出せるわけですよ。

ということで、稲葉委員、いかがでしょうか。

○稲葉委員 それだったらいいです。評価のところ、市場化テストを継続することが適当であると。その理由は、競争性の確保に課題が認められ、改善が必要であるということ

では言葉足らず。

○稲生委員長 わかりました。では、ちょっと文言も事務局のほうで足していただいて、事業自体について、その事業主体についても含めてとか、ちょっとそこはご検討いただいて、調整いただければと思います。

○北川委員 これは委員長、我々が決定することかなと思うのですけれども。付記するか、やはり何でもかかってきて、今、問題提起されたように、本当にここでやっていいのかどうか、あるいは、もう各省庁でやらせたほうがいいのかという問題を、この議論の中で出てきたことを、こういった議論があるということを付記して、ということぐらいは必要な時期に来ているのではないかと思います。

○稲生委員長 承知しました。では、評価案の本文に入れるかどうか、付記して問題提起するか、あるいは。

○北川委員 本文でもいいですけれども、付記とかいろいろな形で、審議の結果こういうことになったということは、ぼつぼつ必要な時期が来ていると思います。

○稲生委員長 わかりました。実は、こういった案件、問題提起、結構いただいております。私自身も問題意識を持っておりますので、本来この場で議論すべき案件なのかどうかも含めて、ちょっとまたこれは別の機会に検討させていただきたいとも思います。

○福島事務局長 今まで入札の部分で議論していただいておりますが、過去にも、民間に委託に出していた事業を、本部の事業として実施した場合と比較して、どちらが低コストでできるのかということを経済分析の手法で検討したものがああります。結局、その事業は本部でやった方がコストが安いという結論が出てきましたので、それでは委託しないで本部でやってくださいということになりました。

したがって、今ご指摘があったようなものも、そういう観点も含めて検討できると考えております。

○稲生委員長 ありがとうございます。このほか、ご意見いかがでしょうか。

ちなみに、3件目と4件目に関しては継続ということで、結論自体にはご異議ございませんでしょうか。

はい。それでは、時間もおしまりましたので、評価案につきましては、結論に関しては監理委員会としては異存はない、つまり1件目、2件目に関しては終了、それから3件目、4件目の放射性関係の2件に関しては継続ということでさせていただきたいと思えます。

いずれにしても、先ほどの1件目、2件目でございますけれども、終了案件につきましては、先ほどの文言の調整を事務局と私の責任のもとに行わせていただきます。

いずれにしても、かなりこれは込み入った条件、事情を考慮した上で結論が得られたものですので、ほかの案件につきましては、いろいろとそれぞれの条件を踏まえまして慎重に議論を尽くす必要があるのだろうと。つまり、安易に前例とはしないというふうにさせていただきたいと思えます。よろしいでしょうか。

それでは、続きまして、議事次第3の第57回施設・研修等分科会審議結果報告について、事務局より説明をお願いいたします。

○池田参事官 私より、第57回施設・研修等分科会におきます、経済産業省基盤情報システムの運用管理業務に関する公共サービス改革基本方針別表の取扱いについてのヒアリングに関して、ご説明をさせていただきます。

資料5でございます。

本運用管理業務につきましては、現在の基本方針の別表において、民間競争入札の実施の必要性を検討することとされていることから、5月25日の分科会でヒアリングが行われたものでございます。

まず、ヒアリングの内容等でございます。

経済産業省からは、説明会に関しましては多数の参加があったものの、応札は1者であったというご説明がございました。

それを受けまして、先生方からの主な意見が、1ページ目の上半分ぐらいから書いてございますけれども、まさにこのような状況を踏まえれば、市場化テストがふさわしい案件ではないかという点について、例えば現契約について追加契約がなされている点ですとか、1者応札である以上は経産省の説明にありましたように予定価格を限界まで低く見積もったかどうか分からない点ですとか、もともとサービス調達1期目において契約した事業者が次期契約でも共同提案者として入っているの、いわゆるベンダーロックの可能性があるのでないかという点ですとか、2ページに続かせていただきまして、今回も追加の事業等ございましたので、現契約の経費が年換算で1.5倍程度になっているということであれば、今後の契約についても増える可能性があるのではないか等の理由を踏まえまして、市場化テストが必要ではないかということについての質問をいただいたところです。

2. 事業主体の対応の部分でございますけれども、経済産業省からは、基本的には市場化テストについて今回は見送らせていただきたいというお話があり、1週間の期間を設けてさらに検討するようにと先生方からご意見をいただいたのですけれども、意向は変わらなかったところでございます。

まず、経済産業省が答えた考え方を申し上げます。

これについて経済産業省としては、費用の見積もりについて4者が応じており、資料閲覧にも3者が来たということなので、特定の事業者による1者応札が継続するような懸念はなく、WTOの政府調達の関係ですとか、政府の情報システムの整備及び管理に関する標準ガイドラインに沿った手続を経ているものであるということでした。

また、今後、事業者へのヒアリングなども行って、例えば価格点と技術点の配分であるとか、改善策を検討するというような説明もございました。

さらに、適切ではない発言もありまして、民間競争入札を実施すれば1者応札は避けられるのかと確認するような発言、それから、他の民間競争入札の審議状況を見て、なぜこの件が民間競争入札に適切なのかわからないというような発言もあったところござい

す。

それを受けまして、主査の浅羽先生のご指導もいただきながら、経済産業省と事務局のほうでお話しさせていただきました。

まず、細部についてお話しする前に、経済産業省としては、官房のほうから、民間競争入札の意義はきちんと理解しておりますということ、先ほど申し上げました事業主体の対応の下の2つの丸のところでございますけれども、それについては経済産業省としてはきちんと理解しておりますというご発言がありました。

その上で調整を行いましたところ、次々期契約では運用管理業務自体をサービス調達から切り離すことを検討したいと。その上で競争環境の改善に取り組みたいとの意向が示されたところがございます。

つきましては、業務の分離に係る経済産業省の検討結果を後日確認し、その業務範囲及び次々期契約において民間競争入札を導入できない理由の有無等について改めて審議を行うこととする、というふうに先生方にご判断いただいたところがございます。

このような調整状況を踏まえまして、この後、次の議題で審議いただきます基本方針の別表におきましては、本業務につきまして、「経済産業省基盤情報システムの運用管理業務については、民間競争入札の実施に関し引き続き監理委員会と調整する」との文言にて経済産業省と調整を行ったところがございます。

以上、ご報告させていただきます。

○稲生委員長 ありがとうございます。ただいま説明いただきました内容について、ご意見・ご質問がございましたらご発言をお願いしたいと思いますけれども。浅羽主査のほうから何か追加してコメント等がございますでしょうか。

○浅羽委員 本案件につきましては、もともと運用管理業務ということで別表に載っていて、それに対してサービス調達をしたということで、先方からすると、もうこれは閣議決定された内容に入っているものではなくなったのではないかとこのところが、先方の出発点でございまして、そういう出発点があることから、先方としても民間競争入札に移行するということに対して、そもそも全く乗ってこないというか、そもそも検討の余地はないのではないかとこのところの出発点から議論が始まったという経緯がございます。

そのため、先ほどご紹介いただいたとおり、やや、通常の委員会での議論とは外れたような発言もなされたところがございます。

ただ結論の部分で言いますと、結局のところは、最終的に運用管理業務ということでサービス調達から切り離すことを検討するというので、こう言ってしまっただけなんです、この議論は結局何だったのだろうと思うところもないではないというところがございます。

結局のところ、最初のところの別表どおりの運用管理業務ということで、それをまた検討に付すということでしたので、いろいろと長い時間をかけて、特に事務局の方々にはご苦勞をおかけしたのですけれども、最初に戻ったとまでは申しませんが、かなりスタート

ラインのボタンのかけ違いがようやく修正されたかなぐらいのところまでは戻れたのかなという印象を持っております。

私からつけ加えたいことは以上でございます。ありがとうございます。

○稲生委員長 ありがとうございます。いろいろ込み入った議論もさせていただいて、向こうから、やや不規則発言的なところもあって、こちらのほうにお詫びに来られたりとか、いろいろ事務局もご苦労があったのではないかなと思います。

今、主査のほうからもご発言、補足コメントございましたけれども、運用管理業務ということでありますので、引き続き民間競争入札の可能性については検討していきたいという先方の意向でありますので、こちらとしては引き続き注視していきたいと思っている次第です。

このほか、本件に関しましていかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、経産省の件につきましては、事務局において継続して状況を確認いただきますようお願いいたします。

続きまして、議事次第4の公共サービス改革基本方針（案）についてご審議いただきたいと思っております。本件は、3月と4月の監理委員会でご議論いただいた内容を踏まえまして、総務大臣が当委員会に付議したものでございます。

それでは、事務局よりご説明をお願いいたします。

○栗原参事官 資料6でございます。公共サービス改革基本方針（案）でございます。

根拠法は、競争の導入による公共サービスの改革に関する法律です。平成18年に制定されました本法は、総務大臣が公共サービス改革基本方針を毎年度見直し、閣議決定をするということを定めております。現在、ご審議いただいている基本方針（案）は第14次となります。本年のご審議は、3月22日、4月21日に続いて3回目となります。

基本方針でございますが、本文と別表で構成されております。本文につきましては、これまでご説明してきた案と変更はございませんが、具体的には、事業の包括化、分割や、民間の事業者の創意工夫の積極的反映等の観点から、追記修正がされております。

続きまして、別表につきましても、前回ご説明したものと変更はございませんが、新たに9事業が追加掲載されております。具体的には、統計調査関連業務、それから公物管理等業務、施設管理運営業務及び研修関連業務、行政情報ネットワークシステム関連業務、独立行政法人の実施している業務などが含まれております。

今後の予定でございますが、本日の監理委員会のご審議の後に、来月をめどに閣議決定に向けて手続を進めてまいることとしております。

説明は以上でございます。

○稲生委員長 ありがとうございます。ただいま説明いただきました内容について、ご意見・ご質問がございましたらご発言をお願いしたいと思っておりますが、いかがでございますでしょうか。

よろしいでしょうか。それでは、公共サービス改革法第7条第6項の規定により付議さ

れました、公共サービス改革基本方針（案）については、監理委員会として異存なしといたします。

なお、本基本方針は、来る7月中旬に閣議決定される予定となっております。

以上をもちまして、本日の公開審議は終了となりますので、傍聴の方はご退席をお願いいたします。

— 了 —